

2015.12.1

「NPO法と政治活動についてあらためて考える」フォーラム

基調講演

NPO法と政治活動：立法過程における「政治上の主義」と「施策」の峻別の経過と意図

山岡義典

(認定特定非営利活動法人日本NPOセンター顧問)

NPO法における政治に関する規定①

第2条(定義) ② この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

2 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

NPO法における政治に関する規定②

第3条(原則) ① 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

② 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

⇒同様の規定

消費生活協同組合法(1948)

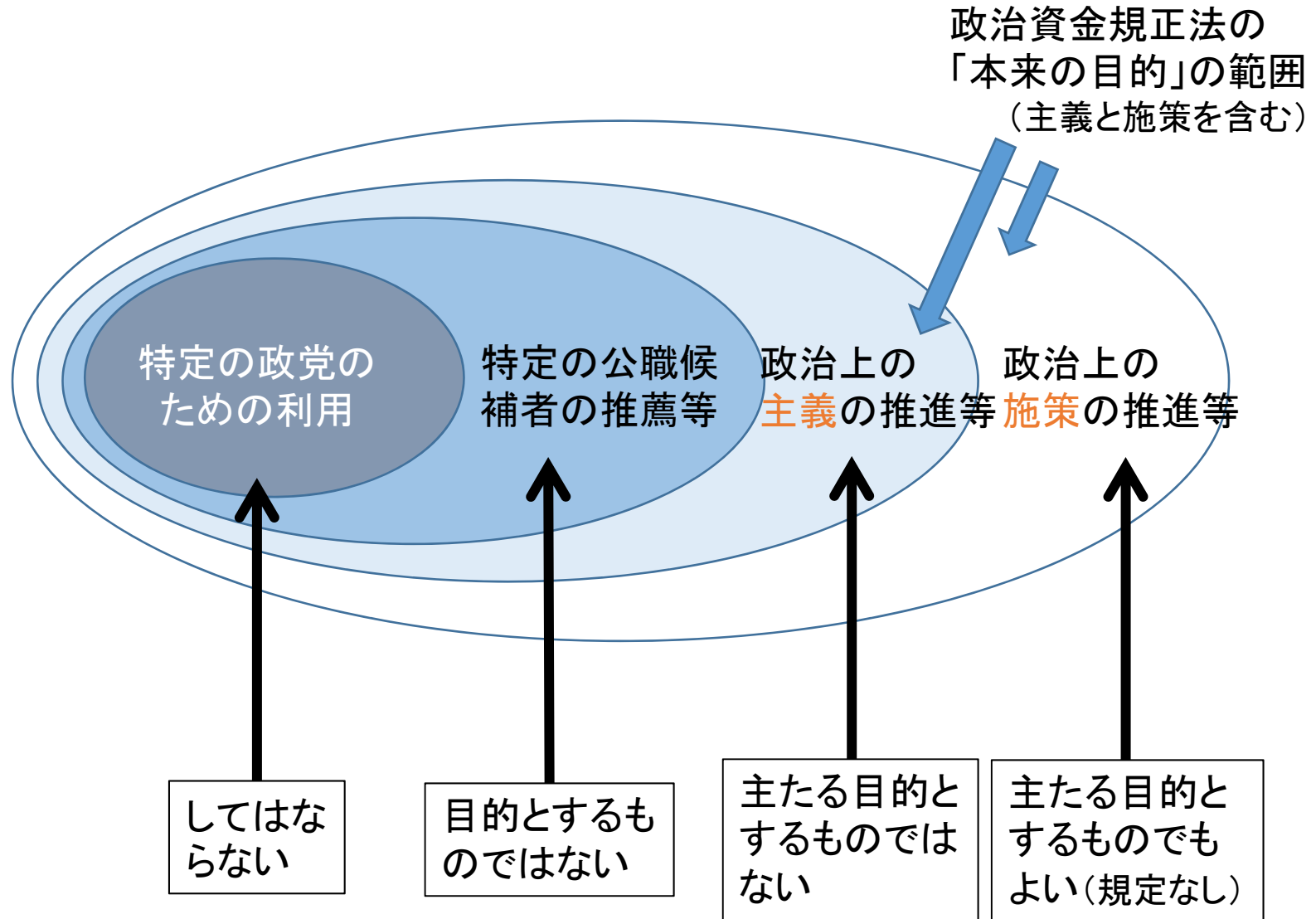
商工会議所法(1953)

中小企業団体の組織に関する法律(1957)

商工会法(1960)

地方自治法[認可地縁団体に関する規定](1991)

NPO法における政治的活動の制約の概念図



政治上の「主義」と「施策」の意味①

1995.12.14

与党NPOプロジェクトチーム「市民活動促進法案(仮称)・骨子試案」⇒「政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体に該当しないものでなければならない」(政治団体＝政治上の「主義」も「施策」も本来の目的あるいは主たる目的とする団体)

1996.9.16

与党3党政策調整会議合意 ⇒「③市民活動の政治活動について」として「政治上の**主義若しくは施策**を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと。」を「政治上の**主義の推進**を主たる目的にしないこと。」に修正する。」

政治上の「主義」と「施策」の意味②

1997.5.29 衆議院内閣委員会 熊代昭彦議員の回答

「**政治上の主義**というのは大変限定されておりました、いわゆるイズムと言われるものでありますから、民主主義を守るとか共産主義を守るとか、そういう体制のあり方の根本にかかわるようなものを政治上の主義に関することと言っておりました、**政治上の一々の施策を推進するということは政治上の主義というものに入っておりません。施策を推進する活動は自由にやってください。ただ、イズムを実現する活動というのは政治活動そのものではないだろうかということ、一応除外してあるということ**でございます。」

政治上の「主義」と「施策」の意味③

1997.5.29 衆議院内閣委員会 辻元清美議員の回答

「**政治上の主義**」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、議会主義というようなものがこれに当たる。**この政治上の主義と政治上の施策とは区別されております。ですから、政治上の施策の推進、支持、反対を主たる目的とすることは禁止されておられません。**この政治上の施策とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止や自然保護、老人対策等というものと解されております。

なお、主たる目的とするものであってはならないと規定されておりますから、**政治上の主義の推進等であっても、これを従たる目的として行うことは禁止されておられません。**

参議院における選挙規定の修正

1998.2.26参議院労働・社会政策委員会 第2条第2項第二号ハの修正 「するものでない」⇒「することを目的とするものでない」

修正提案者 山本保議員の回答

「また、このハの中に「目的」という言葉を加えましたことは、この法案審議また修正協議、交渉の中で、与党自民党を代表する方からも、決して団体の取り締まりを目的とするものではなく、社会的な問題となった場合に全く行政的な関与ができないといったことを避けたいというものであって、**団体の自由を侵すためのものではない**というお答えもいただいております。

その上で、認証する際に団体の性格を判断する要件として、特に公職者、政党批判については主たる目的として制限することになりますと当然団体の**従たる目的としては認める**解釈となるが、**これは避けたい**というお申し出があり、このような文面の提案があったというふうに理解しておりますので、この辺で私どもも了解したと認識しております。」